

試験研究用等原子炉の運転計画の変更に係る届出について

試験研究用等原子炉の運転計画を変更したときは、変更した日から30日以内に変更した計画を届け出る。但し、変更した日が属する半期の残り日数が変更した日から30日未満の場合は、変更した日が属する半期の変更についてはこの限りではない。

解説:

実用発電用原子炉で行っている「概ね1ヶ月の変更を行った場合に変更した計画を届出る」運用は、13ヶ月運転、定期事業者検査、13ヶ月運転を繰り返す周期が1ヶ月以上ずれた場合に届け出るとしたもので、周期的な運転を行う訳ではない試験研究用等原子炉に実用発電用原子炉で行っている運用をそのまま適用することは適切ではない。また、実用発電用原子炉の場合、電気事業法の供給計画にもリンクしており、1ヶ月毎の計画となっている。

試験研究用等原子炉の場合、報告様式から半期毎の出力(平均、最大)と運転時間のみを届けるもので、どの程度の変更が対象になるか一概に決められない。従って、設置者として変更したと考えた場合は、変更した日の属する半期も含めて変更した計画を届け出るものとする。但し、30日間の猶予があるため届出時に既に当該半期が終了している可能性があるため、残り日数が30日に満たない場合、その半期の届出は不要とする。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)

(運転計画)

第四条 法第三十条の規定による試験研究用等原子炉の運転計画(船舶に設置する試験研究用等原子炉に係るものを除く。)は、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 略

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更に係る運転計画を変更の日から三十日以内に、試験研究用等原子炉ごとに、別記様式第一により作成し、届け出るものとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)

(運転計画)

第三十条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉(政令で定める試験研究用等原子炉に該当するものを除く。)の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 ～ 四の四 (略)

五 第三十条、第四十三条の三の十七、第四十三条の十三若しくは第四十六条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 ～ 十 (略)